

2020年度後期 大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者としての認定の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 4月入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等		学籍番号		
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
給付奨学金の奨学生番号		520 - 04 - <input type="text"/>			

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

2020年度 後期授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援制度対象者用】

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

高等教育の修学支援制度対象者は、毎年、マイナンバーにより家計基準による支援区分が見直され、10月から新しい支援区分が反映されます。支援区分の決定が授業料納付期限後となるため、修学支援制度対象者は全員、「後期授業料減免継続申請」手続きと同時に、授業料延納手続きが必要となります。

【受付期間】 2020年7月7日(火)～7月20日(月) 必着

【提出先】 〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②2種類の書類に必要事項を記入・押印、2枚をホッチキス止めして提出してください

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

- ① 『授業料(等)延納願』により、2020年12月15日(火)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2021年1月15日(金)まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

- * 授業料(等)納付期限(2020年10月15日)までに延納手続を行ってください。
- * 授業料(等)納付期限(2020年10月15日)を過ぎると「休学届」の提出はできません。
- * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限(2021年1月15日)に納入しなければ、除籍(2020年9月21日付)となります。
- * 除籍になると、当該年度の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。
(最短で2021年度の4月)

【延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料の振込依頼書について】

- * 8月下旬に全学生に届く減免前の振込依頼書(納入期限:2020年10月15日)は使用しないでください。
- * 日本学生支援機構が、マイナンバーにより後期(10月以降)の支援区分を見直します。
10月下旬に郵送する、支援区分見直し後の減免額が反映された振込依頼書(①納入期限 2020年12月15日)で授業料等の納入をお願いします。(①『授業料(等)延納願』期限)
- * ①の延納手続期限(2020年12月15日)までに納入確認ができない場合は、②『授業料(等)納入および除籍猶予願』により除籍猶予願者として取り扱います。振込依頼書(納入期限2021年1月15日、除籍猶予手数料2000円が加算されたもの)にて納入してください。10月以降引き続き支援対象となり除籍猶予者となる場合は、10月下旬に送付済みの振込依頼書(納入期限2021年1月15日)を使用してください。支援対象外となり除籍猶予者となる場合は、改めて12月中旬頃に郵送いたします。

※ 『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館1階経理課までご連絡ください。

※高等教育の修学支援制度による授業料減免継続申請対象者は、全員提出してください。

様式第 10 号

記入見本

授業料(等)延納願

届出の日付を記入してください

西暦 年 月 日 願出

大阪産業大学学長 殿

〇〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻
学 部 学 科

学籍番号 20X999

氏名 大阪 太郎

保護者氏名 大阪 花子

(留学生については、日本における保証人が署名・捺印されたものに限る)

電話番号

携帯番号

電話番号欄には保護者の携帯電話番号を記入してください

携帯番号欄には、学生本人の携帯電話番号を記入してください

必ず押印してください

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2020 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

2.延納の理由は、理由印字済のため記入不要

教務部長	教務部次長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2019.4.1

※高等教育の修学支援制度による授業料減免継続申請対象者は、全員提出してください。

様式第 11 号

記入見本

授業料(等)納入および除籍猶予願

届出の日付を記入してください

西暦 年 月 日 願出

大阪産業大学学長 殿

〇〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻
学 部 学 科

学籍番号 20X999

氏名 大阪 太郎

保護者氏名 大阪 花子

(留学生については、日本における保証人が署名・捺印されたものに限る)

電話番号

携帯番号

電話番号欄には、保護者の携帯電話番号を記入してください

携帯番号欄には、学生本人の携帯電話番号を記入してください

必ず押印してください

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2021 年 1 月 15 日まで

2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

・ 7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

3.延納の理由は、理由印字済のため記入不要

教務部長	教務部次長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2019.4.1

授業料 (等) 延納 願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 研 究 科
学 部

専 攻
学 科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

保 護 者 氏 名
(保証人) _____ (印)

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 (本人) _____

携 帯 番 号 (保護者) _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2020 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教 務 部 次 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 部	学 部	専攻 学 科
学 籍 番 号	_____	
氏 名	_____ ㊟	
保護者氏名 (保証人)	_____ ㊟	
電 話 番 号	_____	_____
携帯番号(本人)	_____	_____
携帯番号(保護者)	_____	_____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2021 年 1 月 15 日まで

2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円(除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・ 2,000円(納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度申請のため

教 務 部 長	教 務 部 次 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印